

# 序章 都市計画マスタープランについて

---

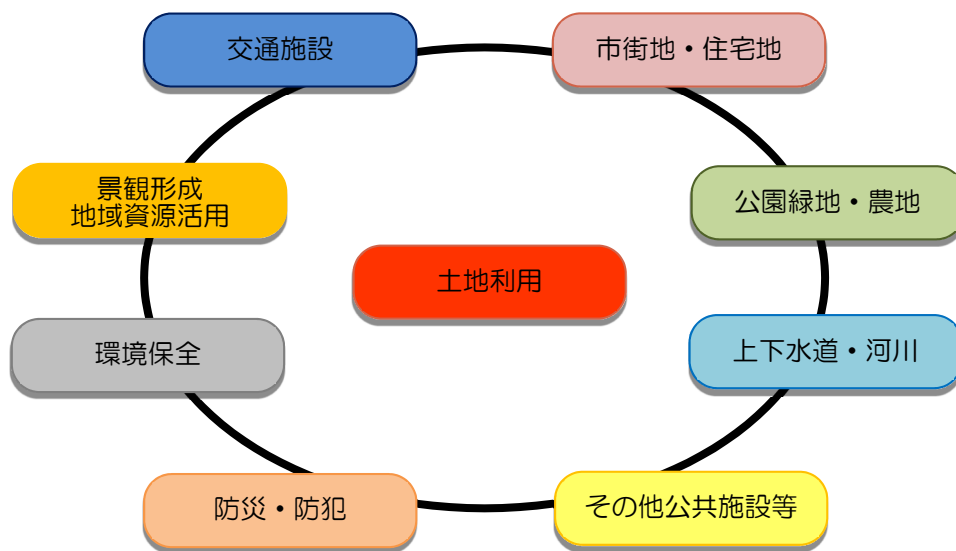
# 序章 都市計画マスタープランについて

## 1 都市計画マスタープランの概要

### (1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、平成4（1992）年の都市計画法改正時に創設された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第18条の2に規定）であり、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を参考に、まちづくりの将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

なお、「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、土地利用、都市施設等について、総合的かつ一体的に定める計画のことです。



### (2) 都市計画マスタープランの役割

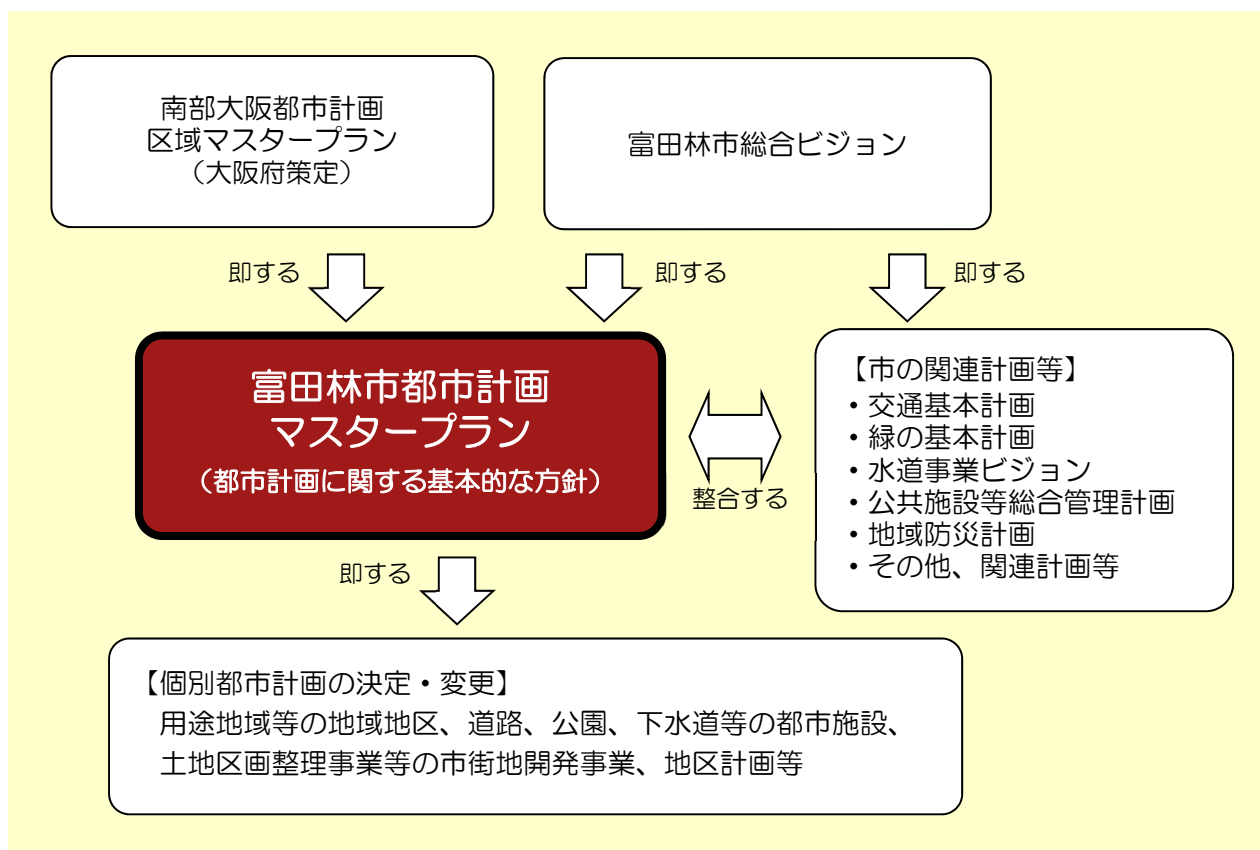
「都市計画マスタープラン」には、次のような役割があります。

- ① まちづくりの具体的な指針となるもの
- ② 個別都市計画の決定・変更の指針となるもの
- ③ 都市整備に関わる施策の体系的な指針となるもの
- ④ 個別都市計画に関し、市民の理解や協働のまちづくりを促進するもの

## 2 富田林市都市計画マスタープランについて

### (1) 富田林市都市計画マスタープランの位置づけ

「富田林市都市計画マスタープラン」は、上位計画である「富田林市総合ビジョン」(平成 29 (2017) 年 3 月策定) や「南部大阪都市計画区域マスタープラン」(平成 28 (2016) 年 3 月一部改定) に即するとともに、関連計画における事業・施策等との整合を図るものです。



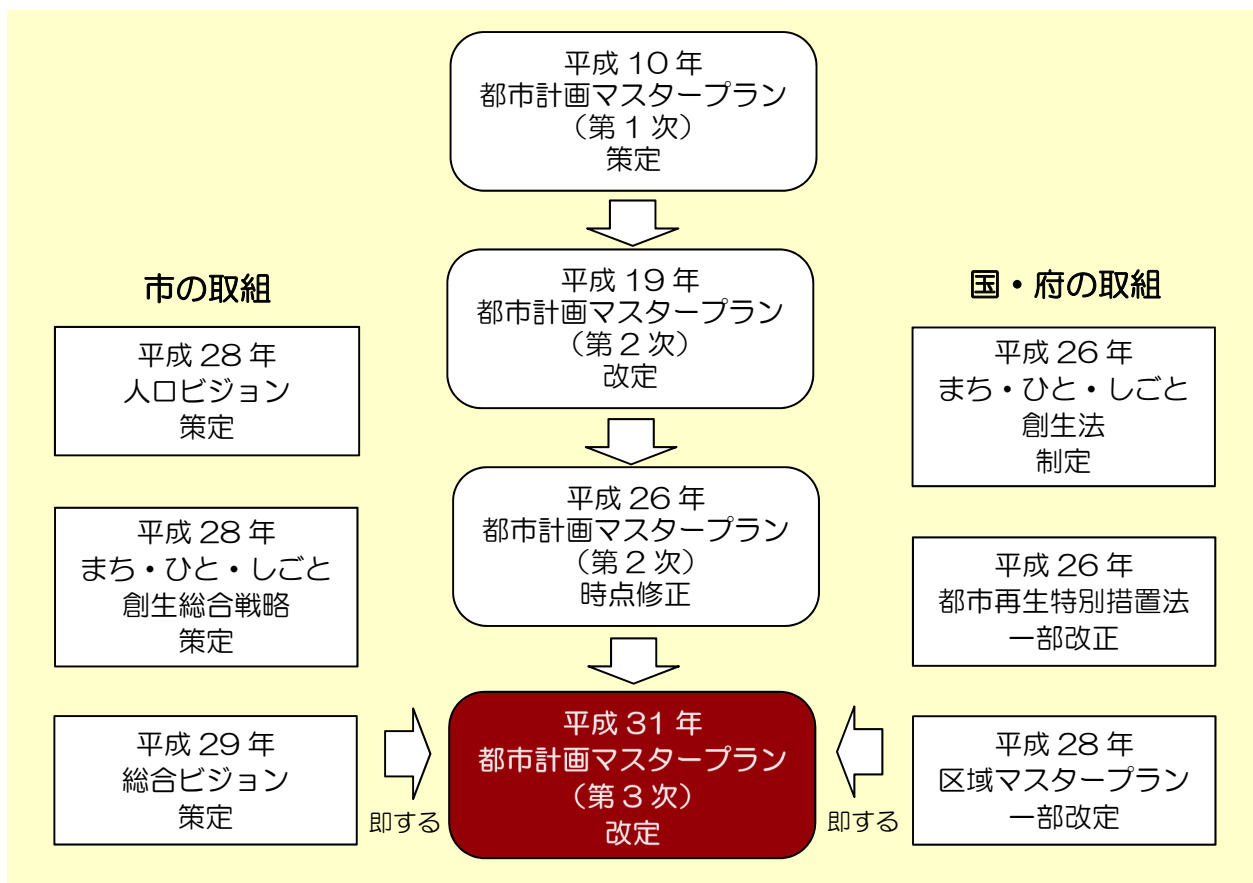
## (2) 改定の背景と目的

本市では、平成 10（1998）年 3 月に「富田林市都市計画マスタープラン」を策定し、平成 19（2007）年 3 月に「第 4 次富田林市総合計画」の策定と併せて、改定を行いました。その後、平成 26（2014）年 3 月には、目標年次の中間時期を迎えたこと、また、上位計画である「南部大阪都市計画区域マスタープラン」が改定されたことを受け、時点修正を行いました。

平成 27（2015）年実施の国勢調査においては、調査開始以後、初めて国の総人口が減少するなど、少子高齢化が本格化しています。このため、国においては平成 26（2014）年に、地方の人口減少や経済停滞の克服に向けて、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、更に、住宅及び商業・医療・福祉等の都市機能の誘導と、それらと連携した公共交通に関する施策によるコンパクトなまちづくりを支援するため、「都市再生特別措置法」を一部改正しました。

また、本市においては、「まち・ひと・しごと創生法」の制定を受け、平成 28（2016）年 3 月に「富田林市人口ビジョン」、「富田林市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

今回は、平成 29（2017）年に現行の「都市計画マスタープラン」が計画期間の満了を迎えたことから、こうした国の取組や社会情勢の変化等を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に策定した「富田林市総合ビジョン」と、平成 28（2016）年 3 月に一部改定された「南部大阪都市計画区域マスタープラン」に即しつつ、都市活力の増進、市民生活における利便性の維持・向上、安全・安心なまちづくりなどを計画的に進めるため、「都市計画マスタープラン」の改定を行いました。



### (3) 改定にあたっての基本的な考え方

「富田林市都市計画マスタープラン」の改定にあたっては、次の3つの基本的な考え方に基づいて検討を進めました。

#### ① 持続可能なまちづくりへの対応

人口減少や少子高齢化の急速な進行等に対応し、市民生活における利便性の維持・向上をはじめ、安全・安心な暮らしの確保、健全な都市経営等、持続可能なまちづくりの実現をめざします。

#### ② 全世代に渡る住民意向を参考としたまちづくり

20年後を見据えた計画づくりに取り組むため、全世代の意向に加え、将来を担う若者・子育て世代の意向を重点的に把握し、あらゆる世代が魅力と愛着を感じるまちづくりの実現をめざします。

#### ③ 多様な主体による連携・協働のまちづくり

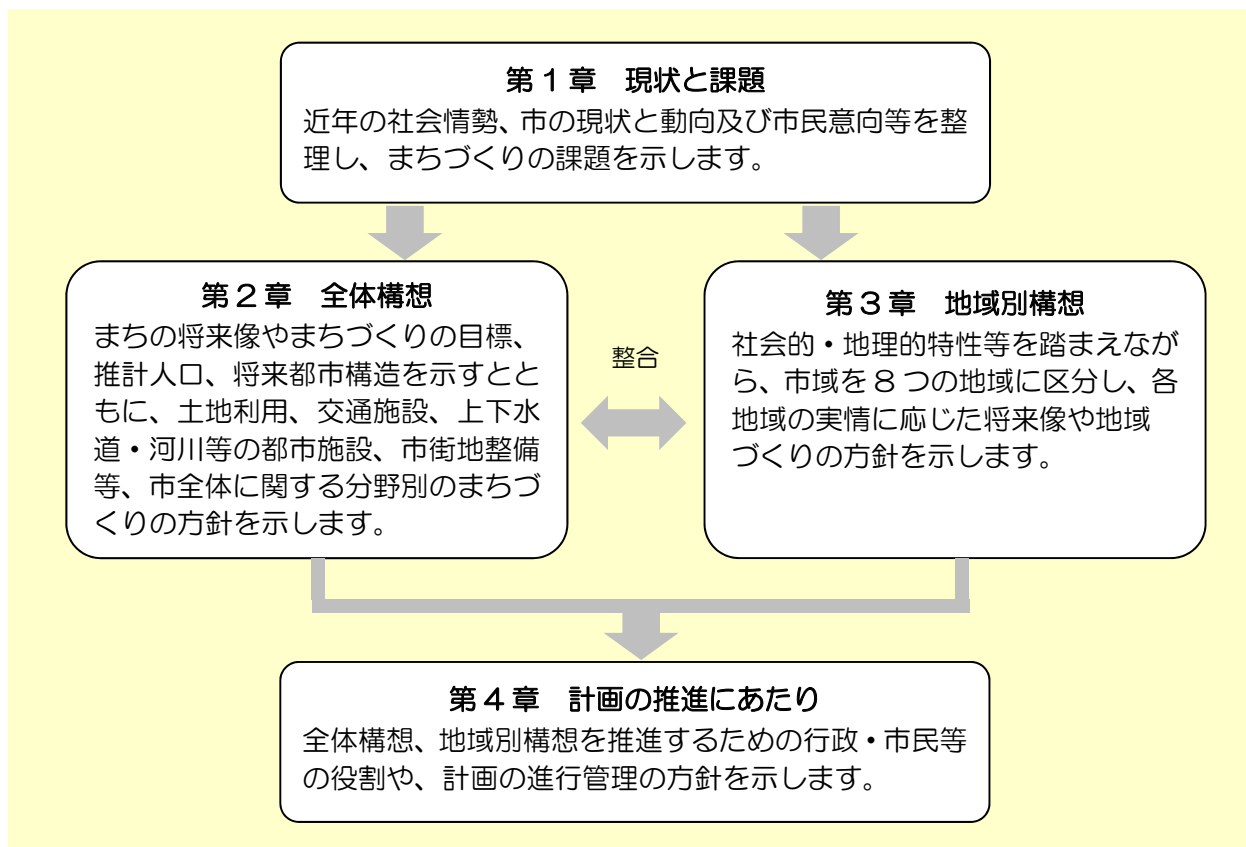
団体ヒアリング調査や市民ワークショップを開催するなど、まちづくりに対する機運を高め、多様な主体による連携と協働のまちづくりの実現をめざします。

### (4) 計画期間及び計画対象区域

計画期間はおおむね20年後を展望しつつ、平成31(2019)年4月から2029年3月までの10年間とします。また、計画対象区域は、本市全域とします。

### (5) 計画の構成

「富田林市都市計画マスタープラン」の構成は以下のとおりです。



## (6) 改定体制

「富田林市都市計画マスタープラン」の改定体制は以下のとおりです。

